

倉敷北デイサービスセンター 運営規程

第1条 (事業の目的)

有限会社白寿が開設する倉敷北デイサービスセンター(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「通所介護事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従事者(以下「従事者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、介護保険法の趣旨に準じて、適正な指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「通所介護」という)を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 指定地域密着型通所介護事業所の従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・回復を図るとともに、利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減をなすために必要な、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業所の従事者は、利用者が可能な限り住み慣れた地域のその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指す為に日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。
- 3 事業の実施にあたっては地域との結びつきを重視し、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携・協力・理解のもとに、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自ら提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条 (事業所の名称等) 通所介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 倉敷北デイサービスセンター
- (2) 所在地 倉敷市宮前42番地1

第4条 (従事者の職種、員数及び職務内容) 事業所の従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名) 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名(常勤1名および非常勤1名 介護職員と兼務)以上
- (3) 介護職員 2名(常勤2名)以上
- (4) 看護職員 2名(非常勤2名)以上
- (5) 機能訓練指導員 2名(非常勤2名 看護職員と兼務)以上
生活相談員・介護職員・看護職員及び機能訓練指導員は、通所介護の提供にあたる。
- (6) 事務職員 1名(常勤1名 グループホーム倉敷北事務職員と兼務) 事務職員は、必要な事務を行う。

第5条 (営業日及び営業時間) 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
2. 営業時間は、8時30分から17時30分までとする。
3. サービス提供時間は、9時00分から16時15分までとする。

第6条 (利用定員) 利用定員は、1日18名とする。

第7条 (通所介護事業の内容及び利用料、その他の費用の額)

- 1 通所介護事業は次のとおりとする。通所介護事業の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準又は倉敷市の定める額によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - ① 入浴…入浴の介助又は清拭等
 - ② 食事…食事の提供、食事の介助
 - ③ 日常生活上の支援…排泄の誘導・介助、移乗・移動の見守り・介助、休養等
 - ④ 相談・助言に関すること…利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談・助言
 - ⑤ アクティビティ…体操・レクリエーション・行事的活動・日常動作訓練等
 - ⑥ 健康状態の確認…体温・血圧・脈拍等の確認
 - ⑦ 送迎
 - ⑧ その他利用者に対する便宜の提供
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の号に掲げる費用の支払いを利用者から受け取るものとする。
 - (1) 食費(1食あたり)650円(おやつ代含む)
 - (2) おむつ代 尿パット・紙パンツ・紙オシメ 実費(料金表参照)
 - (3) その他通所介護において、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、その実費。
 - (4) 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに、20円。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に説明をし、支払いに同意を得ることとする。

第 8 条（通常の事業の実施地域） 通常の事業の実施地域は、倉敷市とする。

第 9 条（緊急時における対応方法） 事業所の従事者は、通所介護事業の提供中、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医へ連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者の家族に報告するものとする。

第 10 条（非常災害への対策） 非常災害対策に備えて、消防法に基づく消防計画等を作成し、防火管理者等の責任者を定め、必要な訓練を行う。

第 11 条（苦情処理） 事業所は、提供した通所介護に対する利用者から相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講ずる。

第 12 条（損害賠償） 事業所は、利用者に対する通所介護事業の提供により、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を速やかに行う。

第 13 条（秘密保持）

1. 事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
2. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、予め利用者又はその家族から文書等で同意を得る。
3. 事業所は、従事者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、雇用終了後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

第 14 条（職員研修） 事業所は従事者の質的向上を図るため、研修・講習会等を受講する機会を次のとおり設けるものとする。

1. 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
2. 継続研修 年 6 回以上

第 15 条（サービス利用にあたっての留意事項） 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

1. 他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
2. 事業所の施設・設備等の使用にあたっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
3. 利用者はサービスの利用に当たり、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、健康状態等を伝えるなど、事業所が適切にサービス提供を行えるようにすること。
4. その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

第 16 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者への虐待防止及び権利擁護を推進するための担当者を選任し次の措置を講ずる。

1. 施設全体で虐待防止を図る目的で虐待防止検討委員会を設置する。責任者は施設長とする。
2. 全職員に対し虐待防止のための指針に基づいた定期的な教育・研修(年2回以上)を実施する。
3. 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備する。
4. 市町村や地域包括支援センター等と連携協力し、成年後見制度が適切に活用されるよう支援する。
5. 虐待等を発見した場合、職員は速やかに施設長に報告する。施設長は虐待防止のための指針に沿い迅速に対応するとともに市町村等の窓口へ速やかに報告する。
6. その他虐待の防止の推進のための必要な措置は、虐待防止のための指針に沿い対応する。

第 17 条（運営推進会議）

1. 当事業所の行なう事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
2. 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、倉敷市の職員、地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものとする。
3. 運営推進会議の開催はおおむね 6 月に 1 回以上とする。
4. 運営推進会議は事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く機会とする。

第 18 条（その他運営に関する事項）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法ならびにこれらの法律に基づく政令および厚生労働省令に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 2 年 2 月 15 日から実施する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から実施する。